

平成 22 年 3 月 1 日

施術所 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

相模原市の政令市移行に伴う柔道整復師施術療養費、鍼灸・マッサージ  
施術療養費請求上の留意事項について

本会審査支払業務につきましては、平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、相模原市が平成 22 年 4 月 1 日付けで政令指定都市に移行することに伴い、柔道整復師施術療養費、鍼灸・マッサージ施術療養費をご請求される場合の留意事項は次のとおりです。ご留意の上ご請求いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 国民健康保険における相模原市代表保険者番号につきましては「146001」となりますので、ご請求の際は施術療養費請求書の左上の保険者欄（6桁）には横浜市、川崎市同様この代表番号を記載して下さい。代表保険者番号を記載した請求書に緑区（行政区番号「146019」）、中央区（行政区番号「146027」）、南区（行政区番号「146035」）の3区の施術療養費支給申請書を一括して編綴して下さい。  
\* レセプトを行政区番号ごとに分けて、それぞれに請求書を添付する必要はありません。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日以前に相模原市国民健康保険の被保険者証をもっている方は、平成 22 年 10 月 1 日に新保険者番号の被保険者証への更新が行われます。ただし、平成 22 年 4 月 1 日以降、転入等により新たに交付される被保険者証は新保険者番号のものが交付されず。従いましてそれまでの間は、新保険者番号「146001」の請求と旧保険者番号「140103」の請求が並存することになります。このため、相模原市の請求は新保険者番号分と旧保険者番号分に施術療養費支給申請書を分けて、それぞれに請求書を添付してご請求下さい。  
\* 退職者医療制度につきましても、国民健康保険同様の取扱いとなります。  
\* ご提出前には新保険者番号請求分「146001」の中に旧保険者番号請求分「140103」の施術療養費支給申請書が、又は旧保険者番号請求分の中に新保険者番号の施術療養費支給申請書が混在していないかご確認をお願いします。

3 後期高齢者医療制度に係る施術療養費支給申請書の編綴方法は、従来どおり神奈川県後期高齢者医療広域連合(保険者番号「39140009」)の請求書に一括して編綴して下さい。支給申請書の保険者番号については、政令指定都市移行後分は緑区(行政区番号「39141510」)、中央区(行政区番号「39141528」)、南区(行政区番号「39141536」)の番号を、旧相模原市分は「39142096」の番号を記載してください。

\* 後期高齢者医療制度の新保険者番号の被保険者証は、3月中に被保険者へ送付されますので、平成22年4月施術分からは旧相模原市「39142096」の番号での請求は生じません。請求書のご提出前にご確認をお願いします。

4 施術所の中には自院にて施術療養費支給申請書の住所を印刷しているところ又は、住所欄をゴム印で押印しているところがありますが、当分の間は旧住居表示の請求が出来ます。

#### 5 その他

相模原市内で開設している施術所につきましては、相模原市が政令指定都市に移行することにより住所表示が変更となります。本来は「施術療養費振込先及び請求書印鑑届」で届け出た住所に変更がある場合は、変更届の本会への提出が必要となりますが、今回は本会にて一括して登録の変更を行いますので変更届を提出する必要はありません。

以上

事務担当  
神奈川県国民健康保険団体連合会  
審査第三部審査第一課療養費班  
045(329)3433